

奈良教育大学教員免許状更新講習予備判定委員会規則

平成21年3月31日
制 定

改正 平成24年 3月22日規則第22号
改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 奈良教育大学（以下「本学」という。）は、教員免許状更新講習の修了認定に関する予備判定（以下「予備判定」という。）を行うことを目的とし、奈良教育大学教員免許状更新講習運営委員会規則（平成21年規則第27号）第8条第2項の規定により、本学に教員免許状更新講習予備判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学が実施した教員免許状更新講習の予備判定について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 奈良教育大学教員免許状更新講習運営委員会規則第3条第1項第二号及び第五号の委員をもって充てる。
- 三 教員免許状更新講習担当特任教員 1人

(任期)

第4条 前条第1項第二号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は、副学長（教育担当）をもって充てる。

(副委員長)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。
2 副委員長に関して、必要な事項は委員会が別に定める。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員会で決定した事項は、奈良教育大学教員免許状更新講習運営委員会へ報告する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、企画連携課において処理する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。